

令和8年度国民健康保険料改定のお知らせ

令和8年2月12日に開催されました第160回通常組合会において、「子ども・子育て支援金法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」にもとづき、**令和8年4月（令和8年5月1日引落分）**から「子ども・子育て支援納付金賦課額」として新たに保険料を徴収させていただくこととなりました。つきましては、世帯賦課限度額を含め、下記のとおり改定いたしますので、ご理解、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

改定内容

子ども・子育て支援納付金分保険料

被保険者1名 **800円／月**

※18歳未満(18歳に達したあとの3月31日まで)の者は除きます。

※税理士国保では、個人事務所は勤務税理士・職員・家族の保険料の半額を事業主が負担、税理士法人は税理士・勤務税理士・職員・家族の保険料の半額を税理士法人が負担します。

世帯賦課限度額
(月額)

改定前 **87,000円**



改定後 **90,000円**

※その他の保険料について改定はありません。

改定後の保険料の総額

	6歳未満	6～18歳★	18～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上
税理士	—	—	36,000円	42,200円	36,000円	3,000円
職員	—	—	24,000円	30,200円	24,000円	3,000円
家族	10,000円	15,200円	16,000円	22,200円	16,000円	—

★ 18歳に達したあと3月31日までは子ども・子育て支援納付金分保険料は賦課されません。18歳に達した4月1日以降から賦課されます。

子ども家庭庁HPはこちら

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin>



新事業
令和8年4月より開始

無料相談

健康相談・こころのサポート

こんな時はありませんか…？

疲れやすい



やる気が
出ない



よく
眠れない



介護疲れ



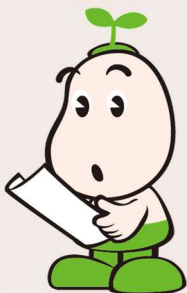
めまいが
続く



イライラ
する



これって不調のサイン？？？
ひとりで抱え込んでいませんか…？
不調を感じたら、相談してみましよう！



電話・WEBのみで24時間何度でも
相談できます！（年中無休）

TEL：0120-431-044

ティーベック株式会社

